

島根地方最低賃金審議会必要性検討委員会
第1回会議

令和3年8月24日(火)

島根労働局専用大会議室

次 第

1 開 会

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 その他

4 閉 会

島根地方最低賃金審議会必要性検討委員会運営規程 (改正案)

- 第1条 島根地方最低賃金審議会必要性検討委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、島根地方最低賃金審議会の公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各5名をもって構成する。
- 2 委員会の委員長は、島根地方最低賃金審議会の会長とする。
- 第3条 委員会は、島根地方最低賃金審議会の会長が必要と認めたときのほか、島根地方最低賃金審議会の議決があったとき、島根地方最低賃金審議会の会長が開催する。
- 第4条 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議の議事については、議事録を作成する。~~し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。~~
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報 の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。~~この場合、第1項の署名は議事要旨に行うこととする。~~
- 第6条 委員長は、会議において結論を得たときは、報告書を島根地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第7条 この規程の改廃は、島根地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附則

- 第1条 この規程は、~~平成25年8月12日~~令和3年8月24日から施行する。